

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### ☞ 新設法人と消費税簡易課税の届出書

**Q**：当社は、平成9年5月に設立された資本金1,000万円の株式会社です。

ところで、消費税については、1期目から簡易課税を選択したいのですが、簡易課税の届出書はいつまでに提出すれば認められるのでしょうか。

**A**：設立1期目の年度内に提出すれば、1期目から簡易課税制度の選択が認められます。

#### 【解説】

消費税の簡易課税制度は、基準期間における課税売上高が2億円以下である課税期間についての消費税の申告をするときに、「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄の税務署長に届けている場合に、控除対象仕入税額を一定のみなし仕入率により計算する方法をいいます。

この簡易課税を新たに選択する場合は、その前課税期間の末日までに届出書を提出することになりますが、納税義務が免除されないこととされた新設法人が選択する場合は、別段の取扱いがあります。

これまで、設立初年度において課税事業者となることを選択するケースでは、課税事業者選択届出書及び簡易課税制度選択届出書は、当然ながらその年度中に提出することとされてきましたので、平成9年4月以降に発足する資本金1,000万円以上の法人が簡易課税制度を選択する場合もその年度中に提出することになります。

